

河川法の一部を改正する法律案

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 河川工事等（第十六条―第二十二條の二）」を
「第二節 水系管理基本方針及び水系管
第二節の二 河川工事等（第十六条の

理計画（第十六条―第十六条の三）

四―第二十二條の二）」に、「第五十二条・第五十三条」を「第五十二条―第五十三条の二」

に、「第五章 河川審議会及び都道府県河川審議会（第八十条―第八十六条）」を
「第五章 河川審議会
第五章の二 水系委

（第八十条―第八十三条）

に改める。

員会（第八十四条―第八十六条の五）」

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、河川が豊かな自然と水循環の下で多様な生物の生命をはぐくむ母胎であることにかん

がみ、洪水等による災害の発生を防止し河川を適正に利用しつつ、多様な河川環境を健全な状態に保全して将来の世代に引き継ぐことが現在の世代の責務であるという観点から、流域の自然的、社会的、文化的特性に応じて水系ごとに河川の整備、適正な利用、周辺環境の保全との調和がなされるよう総合的に施策を推進し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条の見出しを「(原則)」に改め、同条第一項中「公共用物」を「現在及び将来の国民の共通の財産」に、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 河川の良好な自然環境を保全し自然と人間との共生を確保するため、河川環境への負荷は最小限にとどめられなければならない。

第五条第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により他の都府県知事が協議に応じようとするときは、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

第五条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

第十条中「を統轄する都道府県知事が行なう」を「が行う」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「関係都道府県知事」を「関係都道府県」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都府県」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(河川及びダムに関する記録)

第十二条の二 河川管理者は、河川の水位、流量その他政令で定める河川に関する記録及びその管理するダムの貯水量、放流量その他政令で定めるダムに関する記録を作成して、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する記録の作成及び公表に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 水系管理基本方針及び水系管理計画

第十六条を次のように改める。

(水系管理基本方針)

第十六条 河川管理者は、長期的視点に立つた水系全体の治水、利水、親水、環境等を考慮し、その水系に係る河川の総合的管理を確保するため、水系ごとに、長期的な整備及び保全に関する方針（以下「水系管理基本方針」という。）を定めなければならない。

2 水系管理基本方針は、基本高水流量、計画高水流量、河川維持流量、生物指標その他河川の管理について基本となるべき事項を示して定めなければならない。

3 河川管理者は、水系管理基本方針を定めようとするときは、その案を示して、水系委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、河川管理者は、第五項の規定により提出された意見書を提出しなければならない。

4 河川管理者は、前項の規定により水系委員会に水系管理基本方針の案を示すに当たっては、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該水系管理基本方針の案を、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された水系管理基本方針の案について、河川管理者に意見書を提出することができる。

6 河川管理者は、水系管理基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 河川管理者は、水系管理基本方針について、少なくとも十年ごとに、見直しを行うものとする。

8 第三項から第六項までの規定は、水系管理基本方針の変更について準用する。

第十六条の二の見出し中「市町村長」を「市町村長等」に改め、同条第一項中「指定区間内の一級河川及び二級河川について、第九条及び」を「指定区間内の一級河川について第九条の規定にかかわらず、市町村は二級河川について」に改め、同条第二項及び第三項中「市町村長」の下に「又は市町村」を加え、同条を第十六条の四とする。

第十六条の次に次の二条及び節名を加える。

(水系管理計画)

第十六条の二 河川管理者は、水系管理基本方針に即し、政令で定めるところにより、計画的に管理を実施すべき河川について、五年ごとに、具体的な整備及び保全に関する計画（以下「水系管理計画」とい

う。)を定めなければならない。

2 前条第三項から第六項までの規定は、水系管理計画の策定及び変更について準用する。

3 河川管理者は、毎年、水系管理計画の実施状況を公表しなければならない。

(他の法令に基づく計画との関係)

第十六条の三 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第二項に規定する首都圏整備計画、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)第四条第一項に規定する水資源開発基本計画、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四条第一項に規定する湖沼水質保全計画その他の法令の規定に基づいて作成される河川に関連する計画であつて政令で定めるものの河川に関する部分は、水系管理基本方針及び水系管理計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

第二節の二 河川工事等

第十八条の見出し中「施行」を「施行等」に改め、同条中「損傷した」を「損傷し、若しくは汚損した」に改め、「生じた河川工事」の下に「又は河川の維持」を加え、「施行させる」を「行わせる」に改める。

第二十条中「第十六条の二第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2 河川管理者は、前項の許可に係る審査基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水系委員会意見を聴かなければならない。

第二十八条及び第二十九条第二項中「規則」を「条例」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(流水の占用の許可を受けた者の義務)

第二十九条の二 第二十三条第一項の許可を受けた者は、政令で定めるところにより、取水量を計測し、これを河川管理者に対して報告しなければならない。

2 第二十三条第一項の許可を受けた者は、河川の流水の占有を必要かつ最小限にとどめるよう努めなければならない。

(水利使用合理化指針)

第二十九条の三 河川管理者は、流水の占有の合理化を図るため、用途ごとに水利使用合理化指針を定めなければならない。

2 河川管理者は、水利使用合理化指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水系委員会の

意見を聴かなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（水系委員会の意見の聴取）

第三十四条の二 河川管理者は、水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）に関し、第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、水系委員会の意見を聴かなければならない。

第三十五条第一項中「（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）」を削り、「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「前条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「処分が」の下に「前条の」を加え、「又は都道府県知事が第七十条第二項第四号の許可の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするとき」を削る。

第三十六条第一項中「第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は」を削り、「すると

きは」を「するとき又は第二十三条第一項、第二十四条若しくは第二十六条第一項の規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするときは」に、「前条第一項」を「第三十四条の二」に改め、同項後段及び同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三十八条中「第二十三条又は」を「第二十三条第一項又は」に改める。

第四十条第一項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第四十一条中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十三条第一項中「なつた」を「なり、又は困難となるおそれがある」に改め、「者」の下に「（以下この款において「水利使用者」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

第五十三条第二項中「行なう」を「行う」に、「当事者」を「水利使用者」に改め、同条第三項中「当事者」を「水利使用者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二章第三節第四款中第五十三条の次に次の一条を加える。

(渇水時における水利使用の特例)

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条第一項及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届け出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

第六十二条中「第十六条の二第一項」を「第十六条の四第一項」に、「市町村長」を「市町村」に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

5 都府県が行う河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該

都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

6 都府県は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県に協議しなければならない。

第六十四条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「若しくは第六十二条」を削り、「統轄する」を「統括する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県が行う河川の管理に要する費用のうち、第六十二条の規定により国が負担すべき費用又は前条第五項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。

第六十五条中「関係都府県知事」を「関係都府県」に改める。

第六十五条の二の見出し中「市町村長」を「市町村長等」に改め、同条第一項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の四第一項」に、「市町村長が」を「市町村長又は市町村が」に改め、「市町村」の下に「又は当該市町村」を加え、同条第三項中「第六十三条第四項」の下に「及び第六項」を加える。

第六十七条中「河川工事」の下に「又は河川の維持」を加える。

第七十一条中「及び前条第一項」を「、前条第一項及び第七十五条第九項」に改める。

第七十二条中「又は第七十条の二第一項」を「、第七十条の二第一項又は第七十五条第九項」に、「統轄する都道府県」を「統括する都道府県、都道府県が負担させるものにあつては当該都道府県」に改める。

第七十三条中「規則」を「条例」に改める。

第七十四条第一項中「規則」を「条例」に、「統轄する」を「統括する」に改める。

第七十五条第一項中「規則」を「条例」に、「附し」を「付し」に改め、「除却」の下に「（第二十四条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）」を加え、同項第一号中「工作物等を譲り受けた」を「工作物（除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。）若しくは土地を譲り受けた」に、「工作物等を使用する」を「工作物若しくは土地を使用する」に改め、同項第二号中「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「規則」を「条例」に改め、同条第三項中「、その者の負担において」を削り、同条に次の七項を加える。

4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければ

ばならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 河川管理者は、前項の規定による工作物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該

工作物の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物

(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、建設大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、都道府県が保管する工作物にあつては当該都道府県に帰属する。

第七十六条第一項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

第七十七条第一項中「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二第一項」を加え、「規則」を「条例」に改める。

第七十八条第一項中「規則」を「条例」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九条第二項を削る。

第五章の章名中「及び都道府県河川審議会」を削る。

第八十三条及び第八十四条を削り、第八十五条を第八十三条とし、同条の次に次の章名及び二条を加え

る。

第五章の二 水系委員会

(水系委員会の設置)

第八十四条 建設省に、一級河川に係る水系ごとに、水系委員会を置く。

2 都道府県に、二級河川に係る水系ごとに、水系委員会を置く。

(所掌事務)

第八十五条 水系委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、河川管理者の諮問に応じ、当該水系に係る河川の管理に関する重要事項を調査審議する。

2 水系委員会は、前項に規定する事項について河川管理者又は関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第八十六条を次のように改める。

(組織)

第八十六条 水系委員会の委員は、河川、環境、生物、地理、都市計画、農業水利等について学識経験を有

する者及び関係地方公共団体の長のうちから、河川管理者が任命する。

2 第八十一条第三項及び第四項の規定は水系委員会の委員について、第八十二条の規定は水系委員会の委員長について準用する。

第五章の二中第八十六条の次に次の四条を加える。

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第八十六条の二 水系委員会は、第十六条第三項（同条第八項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第三十四条の二の規定に係る所掌事務を処理するときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

(公聴会の開催等)

第八十六条の三 水系委員会は、第十六条第三項の規定に係る所掌事務を処理するときは、公聴会を開催しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、水系委員会は、その所掌事務を処理するに当たり必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(会議の公開等)

第八十六条の四 水系委員会の会議は、公開とする。

2 水系委員会は、会議録を作成し、会議に用いられた資料とともに、これを公表しなければならない。

(政令又は条例への委任)

第八十六条の五 この章に定めるもののほか、水系委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、建設省に置かれるものにあつては政令で、都道府県に置かれるものにあつては当該都道府県の条例で定める。

第九十条第一項中「規則」を「条例」に、「附する」を「付する」に改める。

第九十五条中「第四十七条第一項」の下に、「第五十三条の二第一項」を加える。

第一百条第一項中「、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と」を削る。

第一百二条第一号及び第一百五条第四号中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

第一百九条中「規則」を「条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の河川法（以下この項において「旧法」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に旧法の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この法律による改正後の河川法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号の二を次のように改める。

二十七の二 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の定めるところにより、二級河川を指定し、そ

の管理を行うこと。

別表第二第二号中(二十五の二十八)を(二十五の二十九)とし、(二十五の二十七)を(二十五の二十八)とし、(二十

五の二十六)を(二十五の二十七)とし、(二十五の二十五)の次に次のように加える。

(二十五の二十六) 河川法の定めるところにより、二級河川について河川工事又は河川の維持を行い、

及び準用河川を指定し、その管理を行うこと。

別表第三第一号(百十一)を次のように改める。

(百十一) 河川法の定めるところにより、指定区間内の一級河川についてその管理の一部を行うこと。

別表第四第二号(四十五)を次のように改める。

(四十五) 河川法の定めるところにより、指定区間内の一級河川について河川工事又は河川の維持を行

うこと。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第四条 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条、第二十四条及び第二十五条中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第五条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一百三十三条第一項及び第三項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第六条 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第二項」に改め、「都道府県知事」の下に「及び都道府県」を加える。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第七条 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項第六号中「第五条第六項」を「第五条第八項」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第八条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「工事実施基本計画」を「水系管理基本方針及び同法第十六条の二第一項（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する水系管理計画」に改める。

理由

二級河川の管理を都道府県知事の機関委任事務から都道府県の団体委任事務にするとともに、水系ごとに、長期的な管理の方針である水系管理基本方針と具体的な管理の計画である水系管理計画を定めることとし、これらの策定その他河川管理の重要事項について、水系ごとに設けられる水系委員会が、関係地方公共団体の長及び関係住民の意見を汲み上げつつ調査審議を行うこととするほか、異常渇水時の水利調整等を円滑化するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約六億二千三百万円の見込みである。